

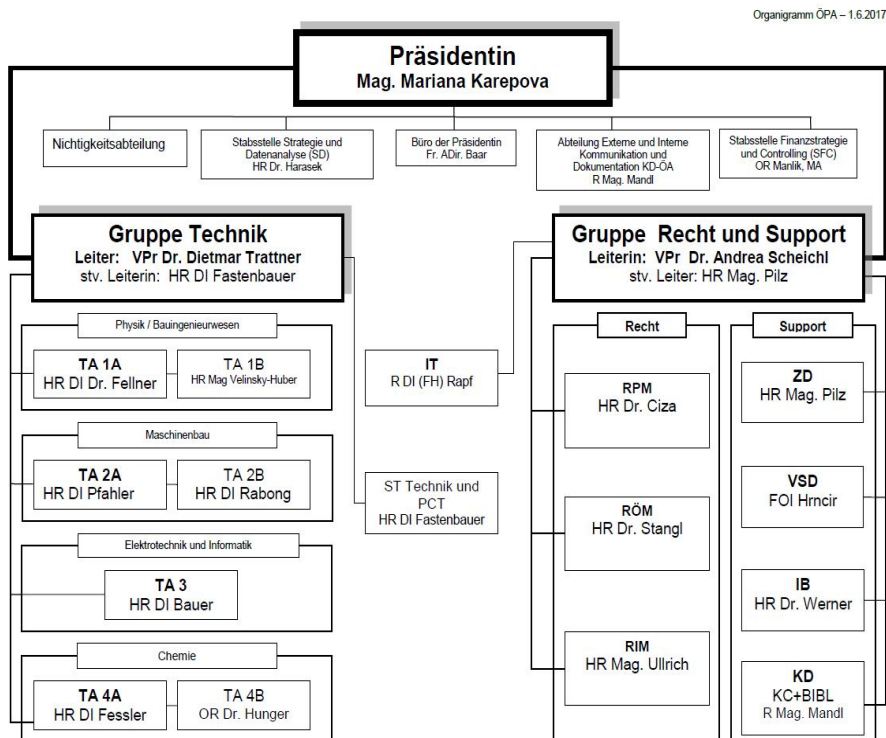
①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)				
②名称	Federal Ministry for Transport, Innovation and Technology / Austrian Patent Office				
③所在地	P.O.B 95, Dresdner Str. 87; A-1200 Vienna				
④連絡先	(電話) (43 1) 53 42 4-0		(FAX) (43 1) 53 42 4-535		
	(E-mail) info@patentamt.at		(internet) http://www.patentamt.at		
⑤組織の長	President: Ms. Mariana Karepova				
⑥沿革	(1) オーストリア特許法のルーツは、16世紀の特権法に遡る。 (2) 近代特許の最初の法案は、1899年に制定された。 (3) 特許法は、その後、2004年12月、更に2009年に法律第135により改正が行われ、2010年1月1日から施行されている。また、実用新案についても同様に、2009年に法律第126号により改正が行われ、2010年1月1日から施行されている。				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、半導体回路配置の保護				
⑩加盟条約	WIPO 1973/8/11	ベルヌ 1920/10/1	ブリュッセル 1982/8/6	フィルム登録 1991/2/27	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1909/1/1	PLT	レコード保護 1982/8/21	ローマ 1973/6/9
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14
	ブタペスト 1984/4/26	ヘーグ ロンドンアクト      ヘーグアクト      ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章) 1909/1/1	マドプロ 1999/4/13	PCT 1979/4/23	ロカルノ 1990/9/26	ニース 1969/11/30
	ストラスブール 1975/10/7	ウィーン 1999/10/27	WTO 1995/1/1		

①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	2,274	2,297	2,047	1,887
		(内 外国出願)	208	173	175	177
		(内 日本から)	7	12	5	16
		(内 PCTルート)	429	468	458	420
	実用新案	全数	450	440	433	344
		(内 外国出願)	126	145	151	142
	意匠	全数	583	373	400	370
		(内 外国出願)	187	55	168	50
		(内 日本から)				
	商標	全数	8,863	8,620	8,843	7,068
		(内 外国出願)	3,174	2,936	3,001	2,611
		(内 日本から)	20	16	21	6
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	1,112	1,058	1,038	1,151
		(内 外国出願)	139	125	128	139
		(内 日本から)	8	6	3	11
		(内 PCTルート)	24	22	26	40
	実用新案	全数	465	406	386	388
		(内 外国出願)	144	130	114	129
意匠	全数	516	468	311	315	
	(内 外国出願)	134	163	95	66	
	(内 日本から)					
商標	全数	7,974	7,614	7,765	6,761	
	(内 外国出願)	3,269	2,886	2,911	2,632	
	(内 日本から)	28	21	20	7	
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫組織

<組織図>

特許庁はFederal Ministry for Transport, Innovation and Technology(運輸、  
発明及び技術連邦の省)下部組織である。



①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2022年4月14日改正施行
	③地理的効力の範囲	オーストリア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人/法人) (特許法第4条(1)、第7条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。オーストリアに住所も営業所も有していない出願人は、代理人(弁護士、特許弁護士又は公証人)を選任しなければならない(ただし、欧州経済地域内に送達先を有する欧州経済地域加盟国民を除く。) (特許法第21条(4))
	⑦出願言語	出願書類のうち、明細書、クレーム、図面及び要約については、英語又はフランス語で作成することができるが、その場合は方式指令に対する応答期間内にドイツ語翻訳文を提出するよう要求される。(特許法第89条(2)、第91a条、第99条(2))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許は、特許公報における公示と同時に法的効力が生じる。(特許法第101c条) 出願日から20年。(特許法第28条(1)) 医薬品(人間用、動物用)の承認、に要した期間があったときは、5年を限度として補充的保護証明書の出願により、延長することができる。 (特許法第181a条、EU規則2004/27第10条(6)、EU規則2004/28第13条(6))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (特許法第3条(1))
	⑩グレースピリオド	有。出願人又はその前権利者にとって不利となる明白な濫用による公開、及び国際的な博覧会における展示等による開示日から6月。(特許法第3条(4))
	⑪非特許対象	(1) 産業上利用することができないもの (特許法第1条(1)) (2) 発見並びに科学の理論及び数学的方法それ自体 (特許法第1条(3)1) (3) 人体であって、形成及び発育の種々の段階にあるものそれ自体 (特許法第1条(3)2) (4) 遺伝子の配列又は部分配列を含む、人体の構成要素についての単なる発見それ自体(特許法第1条(3)3) (5) 審美的創作物それ自体 (特許法第1条(3)4) (6) 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動のための計画、法則及び方法並びにコンピュータ・プログラムそれ自体(特許法第1条(3)5) (7) 情報の提示それ自体 (特許法第1条(3)6) (8) その実施が公序良俗に反する発明 (特許法第2条(1)1) (注)公序良俗に反する発明として、特に、ヒトをクローン化する方法、ヒトの遺伝子系列の遺伝的同一性を変更する方法、ヒトの胚の使用などが列挙されている。 (9) 治療方法及び診断方法 (特許法第2条(1)2) (10) 植物又は動物の種類及び植物又は動物を生産するための基本的に生物学的方法(特許法第2条(2))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第99条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。 (1) 出願日(優先日)から18か月後 (2) 出願人から請求があったとき (3) 特許明細書と同時(特許付与が公開前の場合) (特許法第101条(1)、特許法第101a条)
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開後、いかなる第三者も、出願された発明の特許性に関する意見書を提出することができる。(特許法第101b条)

①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)																																																			
⑰無効審判制度の有無	<p>有。</p> <p>(1) 特許付与の公示の日から4か月以内に、特許付与に対する異議申立をすることができる。4か月の最終日までに異議申立書が特許庁に到達しなければならない。(特許法第102条(1))</p> <p>(2) 取消を求める手続又は無効若しくは権原不存在の宣言を求める手続を請求することができる。(特許法第112条)</p>																																																			
⑱実施義務	<p>有。出願から4年又は特許付与公示から3年のうち遅い方までに、国内で特許発明が合理的な範囲で実施(輸入を含む)されておらずかつ特許権者がすべての合理的な措置を取っていない場合は、強制ライセンスの対象となる。(特許法第36条(4)、第37条(2))</p>																																																			
⑲費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="576 555 1441 719"> <tr> <td>出願・調査・審査手数料</td> <td>342 EUR(紙による手続の場合)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>322 EUR(オンライン手続の場合)</td> </tr> <tr> <td>クレームが10を超える場合の追加料金</td> <td>104 EUR(追加10クレームごと)</td> </tr> <tr> <td>登録料(特許明細書発行手数料)</td> <td>208 EUR</td> </tr> <tr> <td>15ページを超える場合の追加料金</td> <td>135 EUR(追加15ページごと)</td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="576 779 1441 1115"> <tr> <td colspan="4">年金</td> </tr> <tr> <td>3年次</td> <td>0 EUR</td> <td>12年次</td> <td>731 EUR</td> </tr> <tr> <td>4年次</td> <td>0 EUR</td> <td>13年次</td> <td>835 EUR</td> </tr> <tr> <td>5年次</td> <td>0 EUR</td> <td>14年次</td> <td>940 EUR</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>104 EUR</td> <td>15年次</td> <td>1,044 EUR</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>208 EUR</td> <td>16年次</td> <td>1,148 EUR</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>313 EUR</td> <td>17年次</td> <td>1,263 EUR</td> </tr> <tr> <td>9年次</td> <td>417 EUR</td> <td>18年次</td> <td>1,357 EUR</td> </tr> <tr> <td>10年次</td> <td>522 EUR</td> <td>19年次</td> <td>1,566 EUR</td> </tr> <tr> <td>11年次</td> <td>626 EUR</td> <td>20年次</td> <td>1,775 EUR</td> </tr> </table>		出願・調査・審査手数料	342 EUR(紙による手続の場合)		322 EUR(オンライン手続の場合)	クレームが10を超える場合の追加料金	104 EUR(追加10クレームごと)	登録料(特許明細書発行手数料)	208 EUR	15ページを超える場合の追加料金	135 EUR(追加15ページごと)	年金				3年次	0 EUR	12年次	731 EUR	4年次	0 EUR	13年次	835 EUR	5年次	0 EUR	14年次	940 EUR	6年次	104 EUR	15年次	1,044 EUR	7年次	208 EUR	16年次	1,148 EUR	8年次	313 EUR	17年次	1,263 EUR	9年次	417 EUR	18年次	1,357 EUR	10年次	522 EUR	19年次	1,566 EUR	11年次	626 EUR	20年次	1,775 EUR
出願・調査・審査手数料	342 EUR(紙による手続の場合)																																																			
	322 EUR(オンライン手続の場合)																																																			
クレームが10を超える場合の追加料金	104 EUR(追加10クレームごと)																																																			
登録料(特許明細書発行手数料)	208 EUR																																																			
15ページを超える場合の追加料金	135 EUR(追加15ページごと)																																																			
年金																																																				
3年次	0 EUR	12年次	731 EUR																																																	
4年次	0 EUR	13年次	835 EUR																																																	
5年次	0 EUR	14年次	940 EUR																																																	
6年次	104 EUR	15年次	1,044 EUR																																																	
7年次	208 EUR	16年次	1,148 EUR																																																	
8年次	313 EUR	17年次	1,263 EUR																																																	
9年次	417 EUR	18年次	1,357 EUR																																																	
10年次	522 EUR	19年次	1,566 EUR																																																	
11年次	626 EUR	20年次	1,775 EUR																																																	
⑳料金減免措置の有無	無。																																																			
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																																			

①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2022年4月14日改正施行
	③地理的効力の範囲	オーストリア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人/法人) (実用新案法第7条(1)、第7条(2)で準用する特許法第7条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。オーストリアに住所も営業所も有していない出願人は、代理人(弁護士、特許弁護士又は公証人)を選任しなければならない(ただし、欧州経済地域内に送達先を有する欧州経済地域加盟国民を除く。) (実用新案法第39条(4))
	⑦出願言語	出願書類のうち、明細書、クレーム、図面及び要約については、英語又はフランス語で作成することができるが、その場合は方式指令に対する応答期間内にドイツ語翻訳文を提出するよう要求される。(実用新案法第14条(4)、第18条(2))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	実用新案権は実用新案の公告日に開始し、実用新案出願日が属する月の末日から10年後に終了する。(実用新案法第6条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (実用新案法第3条(1))
	⑩グレースピリオド*	有。出願人又は前権利者による開示、又は出願人又はその前権利者の不利益となる明らかな濫用から6か月。(実用新案法第3条(4))
	⑪不登録対象	(1) 産業上利用することができないもの (実用新案法第1条(1)) (2) 発見並びに科学の理論及び数学的方法それ自体 (実用新案法第1条(3)1) (3) 審美的創作物それ自体 (実用新案法第1条(3)2) (4) 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動のための計画、法則及び方法並びにコンピュータ・プログラムそれ自体(実用新案法第1条(3)3) (5) 情報の提示それ自体 (実用新案法第1条(3)4) (6) その実施が公序良俗に反する発明 (実用新案法第2条(1)1) の遺伝的同一性を変更する方法、ヒトの胚の使用などが列挙されている。 (7) 人に対する治療方法及び診断方法 (実用新案法第2条(1)2) (8) 植物、動物及び生物学的材料並びにそれらの生産方法(実用新案法第2条(1)3) (注)実用新案の保護対象は、物品の形状等に限られない。例えば、第1条(2)では、考案とみなされるものとして、「データ処理システムのためのプログラムの基礎となるプログラム・ロジック」が挙げられている。
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。なお、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性並びに出願人適格については審査されないが、新規性及び進歩性を評価するうえで考慮することができる文献名が記載された調査報告書が作成される。(実用新案法第18条、第19条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。 (注)出願の審査及び調査報告書が作成された後、実用新案は、実用新案公報により公開され、また、登録簿に登録される。(実用新案法第22条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も実用新案についての無効宣言を申請することができる。 (実用新案法第28条)
	⑱実施義務	無。

①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)	
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願・調査・審査手数料	206 EUR(紙による手続の場合)
		186 EUR(オンライン手続の場合)
	登録料(特許明細書発行手数料)	135 EUR
	クレームが10を超える場合の追加料金	104 EUR(追加10クレームごと)
	[実用新案権維持に掛かる費用]	
	年金	
	2年次	0 EUR
	3年次	0 EUR
	4年次	52 EUR
	5年次	104 EUR
	6年次	261 EUR
	4～6年次を一括払いする場合	376 EUR
7～10年次を一括払いする場合	1,410 EUR	
⑳料金減免措置の有無	無。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2018年6月14日改正施行
	③地理的効力の範囲	オーストリア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)の共同体意匠(Communiy Desing)
	⑤出願人資格	創作者又はその承継人(自然人/法人) (意匠法第7条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。オーストリアに住所も営業所も有していない出願人は、代理人(弁護士、特許弁護士又は公証人)を選任しなければならない(ただし、欧州経済地域内に送達先を有する欧州経済地域加盟国民を除く。) (意匠法第32条(4))
	⑦出願言語	ドイツ語、英語又はフランス語 (特許庁規則第6条(4)) (注)オーストリア特許庁は、客観的にみて正当な場合にドイツ語への翻訳を求めることができる。
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日から効力を有し、出願日から5年。5年毎に延長できる。最長25年。 (意匠法第6条)
	⑨新規性の判断基準	公知、公用、刊行物など公衆に利用可能となった場合に新規性を喪失するが、欧州経済領域内で活動するその分野の専門家に知られなかった場合はこの限りでない。 (意匠法第2a条(1))
	⑩グレースピリオド*	有。出願人又は前権利者による開示、又は出願人又はその前権利者の不利益となる明らかな濫用から12か月。(意匠法第2a条(2))
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に違反しないもの (意匠法第1条(1)) (2) 意匠の定義(意匠法第1条(2))に合致しないもの (3) 独自性(意匠法第2条(2))を有しないもの (4) 技術的機能によってのみ規定されたもの (意匠法第2b条(1)) (5) 意匠を含む製品を他の製品に対して機械的に結合させる又は中、周囲若しくは対向して配置することにより両製品の機能を発揮するために、正確な形状及び寸法で製造されなければならないもの (意匠法第2b条(2))
	⑫実体審査の有無	無。 (注)意匠法第2条、第3条及び出願人適格は審査されないが、方式、公序良俗、意匠該当性は審査される。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。ただし、ユーザーによる通常の使用時にその部分が視認可能かつ新規性及び独創性の要件を満たすことが必要である。(意匠法第2条(4))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (意匠法第12条(3))
	⑲出願公開制度の有無	無。意匠は、登録日にオーストリア意匠公報により公告(公開)される。 (意匠法第17条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。見本、意匠の画像、説明書は、封をして出願できる。優先日から18か月間は秘密にすることができる。(意匠法第14条)
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。 (意匠法第23条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)	
②④費用 単位 EUR (ユーロ)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料(単一意匠) 87 EUR(紙による手続の場合)
		82 EUR(オンライン手続の場合)
		出願料(複数意匠一出願) 147 EUR(紙による手続の場合)
		142 EUR(オンライン手続の場合)
		意匠が10を超える場合の追加料金 18.5 EUR(1意匠ごと)
		秘密意匠割増金 50 %
		[意匠権維持に掛かる費用]
		更新料
		単一意匠 130 EUR
複数意匠一出願 88 EUR(1意匠ごと)		
②⑤料金減免措置の有無		無。



①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2018年12月21日改正施行
	③地理的効力の範囲	オーストリア国内のみ
	④他国制度との関連	欧州連合(EU)の欧州連合商標(EUTM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、地理的表示、原産地名称 (商標法第1条、第62条、第68条)
	⑥商標の種類	あらゆる種類の標識、特に、人名を含む単語、図、文字、数字、色、商品又はその包装の形状、音(商標法第1条) (注)特許庁規則第23条(1)では、標準文字、図形、形状の商標(立体商標)、位置商標、パターン商標、色彩のみからなる商標、音の商標、動きの商標、音と画像の組合せの商標、ホログラム商標が挙げられている。
	⑦出願人資格	(1) 団体商標の場合 商品又は役務を使用する会員が所属する法人格を有する団体又は公法による法人(商標法第68条) (2) 地理的表示・原産地名称の場合 同じ製品を扱う生産者又は加工業者により構成される任意の団体 (EU規則1151/2012第3条(2)) (3) それ以外の場合 商標の所有者(商標法第17条(1)4)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第23条(1))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州経済領域又はスイス連邦に住所及び居所のいずれも有しない者は、欧州経済領域又はスイス連邦に住所又は営業所を有していなければならない。 (商標法第61条(1)及び(4))
	⑪出願言語	ドイツ語、英語又はフランス語(特許庁規則第6条(4)) (注)オーストリア特許庁は、客観的にみて正当な場合にドイツ語への翻訳を求めることができる。
	⑫商標権の存続期間及び起算日	商標権は、商標が商標登録簿に記録された(登録)日から効力を生じ、保護期間は、出願日から10年をもって終了する。保護期間は、10年を単位として延長することができる。 (商標法第19条)
	⑬グレースピリオド*	有。オーストリア又は外国における認定博覧会において展示した商品の識別表示として使用した商標であって、博覧会の閉会日から3か月以内に出願した場合。 (商標法第25条～第27条)

①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)	
	⑭不登録対象	(1) 国の紋章、旗章若しくはそれ以外の記章又はオーストリア地方公共団体の紋章のみからなるもの (商標法第4条(1)1(a)) (2) 公的な監督用又は証明用の標章であって、オーストリア又は告示によって定められる外国において、商標の使用予定対象と同一の商品若しくは役務又は類似の商品若しくは役務について導入されるもののみからなるもの (商標法第4条(1)1(b)) (3) 工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国が参加している国際機関の標章であって、告示されているもののみからなるもの (商標法第4条(1)1(c)) (4) 商標の定義(第1条)に合致しないもの (商標法第4条(1)2) (5) 識別性を有していないもの (商標法第4条(1)3) (6) 取引において、種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は商品の製造時期若しくは役務の提供時期を指定する、又は商品若しくは役務に係わるその他の特徴を指定するのに役立つ標章又は表示のみをもって構成されているもの (商標法第4条(1)4) (7) 日常言語において、又は善良かつ確立した取引慣行において、商品又は役務を識別表示するために慣例的に使用されている標章又は表示のみをもって構成されているもの (商標法第4条(1)5) (8) 商品の性質自体によって定まる形状又は技術的効果を達成するために必要な商品の形状又は商品にその本来の価値を与える形状のみをもって構成されているもの (商標法第4条(1)6) (9) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの (商標法第4条(1)7) (10) 商品又は役務の性質、品質又は原産地等に関し、公衆を欺くおそれのある性質のもの (商標法第4条(1)8) (11) 地理的情報を含んでいるか又はそれによって構成されているものであって、ぶどう酒を特定しかつそこを原産地としていないぶどう酒を対象としているもの、又は蒸留酒を特定しかつそこを原産地としていない蒸留酒を対象としているもの (商標法第4条(1)9)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。無効理由となる。 (商標法第30条(2)及び(4))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第20条、第21条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、商標は登録後に公告(公開)される(商標法第17条)。
	㉒異議申立制度の有無	無。

